

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業がはじまりました。

○個人が負担する費用

- ・受益者分担金（下表をご参照ください）
- ・支障物件の撤去、移転、復旧工事（庭木、家屋、塀、水道管、コンクリート叩き等の支障物）
- ・浄化槽本体設置以外の配管工事（限度額で**20万円の補助制度**があります）
- ・既設単独処理浄化槽及び汲取り槽の撤去費（限度額で**10万円の補助制度**があります）
- ・ブロウ用屋外コンセントの設置費用及びブロウの電気料
- ・浄化槽使用料

○受益者分担金

浄化槽を設置するには、受益者分担金がかかります。（仕様により金額が異なります。）（税込）

人槽区分	分担金の額 （標準仕様）	分担金の額 （耐荷重仕様）	分担金の額 （ポンプ付仕様）	分担金の額 （耐荷重+ポンプ付仕様）
5人槽	90,000円	102,000円	103,000円	115,000円
7人槽	102,000円	115,000円	116,000円	129,000円
10人槽	126,000円	143,000円	139,000円	156,000円
11人槽以上	その都度協議			

○使用開始後の維持管理について

浄化槽の設置後（又は移管後）は、町が維持管理を行います。また、維持管理費（保守点検料・清掃費・法定検査等）相当を使用料として浄化槽を使用する方々に負担していただきます。

使用量については水道使用量によって料金が決まる従量制となります。（下記使用料参照）

○浄化槽使用料

排除量（水道使用量）	1箇月の使用料（税込）	
10㎡まで	基本使用料	1,575円
10㎡を超え20㎡までの分	1㎡につき	136.5円
20㎡を超え30㎡までの分		157.5円
30㎡を超え50㎡までの分		178.5円
50㎡を超え100㎡までの分		199.5円
100㎡を超え200㎡までの分		220.5円
200㎡を超え400㎡までの分		241.5円
400㎡を超え600㎡までの分		262.5円
600㎡を超える分		283.5円



○融資あっせん制度について

町では、トイレの改造資金の融資あっせんを提携金融機関へ行っています。これは融資にかかる利子を町が補助するものです。ぜひ、ご活用ください。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

問合せ 役場上下水道課 下水道担当 ☎62-0728

○町設置管理型浄化槽事業の申し込みについて

町設置管理型浄化槽事業の申し込みについては、下記業者にて一括して窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。（事前の見積もりも無料で行います。）

○お申し込み・相談窓口

会社名 嵐山町浄化槽PFI事業株式会社

住所 嵐山町大字志賀432-3（新埼玉環境センター(株)内） ☎62-8177

○個人設置型から町管理型へ

従来は個人設置型として、合併処理浄化槽を個人が設置し、設置後の維持管理・清掃も個人で行うものでした。

今年度から始まった事業では、町管理型として、転換・増改築・新築の場合でも浄化槽本体の設置費の1割負担により設置替え及び新設が可能となります。また、浄化槽設置後は、下水道と同様に使用料をいただき、町で浄化槽の維持管理を行います。なお、平成24年度中に設置の申請受理・決定をした方に限り、**1年間の浄化槽使用料金が免除**されます。

さらに、個人で管理されている既設の合併処理浄化槽を町へ移管（寄付申込み）することにより、保守・点検・清掃・法定検査等を町管理型として今年度から順次行います。

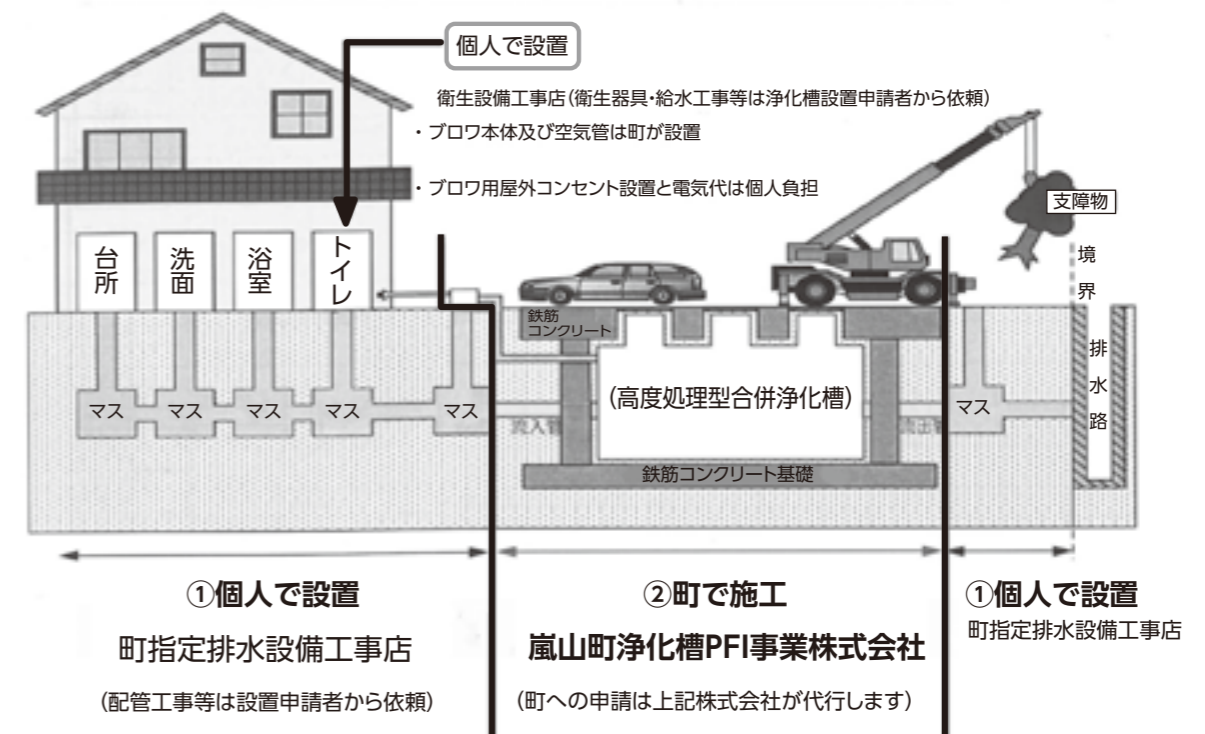
○PFI方式の町管理型浄化槽整備事業とは

この新規事業は、**下水道区域を除く嵐山町全域が対象地域**です。浄化槽の設置から維持管理まで（見積りから申し込み受付を含む）の業務の実施は町と契約をした町内13社の民間企業がPFI法に基づき設立した『嵐山町浄化槽PFI事業株式会社』が行います。事業内容は、平成24年度から7年間で単独処理浄化槽及び汲取り槽からの転換設置を500基予定しています。また、移管（寄付）分を同じく平成24年度より10年間で200基を受け入れる予定で計画しています。

○浄化槽事業の負担区分

浄化槽を設置するには、乗用車一台分程度の用地が必要です。また、工事の際に建設作業用の重機が作業をするスペースも必要になります。

下記の図の①が個人負担部分になり、②が町負担部分になります。



○町が負担する費用

- ・浄化槽本体の設置費の9割
- ・維持管理費（保守点検費・清掃費・法定検査費・浄化槽修繕費等）